

# 土砂災害防止法

## 問 答 集

～第1版～

平成15年7月

監修：国土交通省砂防部  
発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

# 目 次

## 1 概 要

○土砂災害防止法のねらい、内容、施行背景	3
----------------------	---

## 2 定 義（第2条）

○土砂災害防止法の対象となる土砂災害	7
○人工斜面の適用について	8
○傾斜度30度未満の急傾斜地の崩壊の適用について	9

## 3 基 礎 調 査（第4条）

○基礎調査の目的、内容、優先順位	13
○基礎調査の実施フロー	14
○基礎調査結果の公表時期と方法	15
○基礎調査の見直し	16
○現地立入りについて	17
○5年ごとに見直す理由	18
○土砂災害特別警戒区域の把握について	19
○道路法面の基礎調査	20
○基礎調査費用の財政負担	21

## 4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（第6条・第8条）

○区域指定の具体的基準	25
○砂防三法における指定地と土砂災害(特別)警戒区域の違い	26
○砂防三法による事業の実施と土砂災害防止法の関係	27
○区域の明示方法	28
○過去に土砂災害が発生していない箇所における区域指定	29
○保全人家0戸の場所の区域指定	30
○区域指定後の住民への周知	31
○市町村の同意や住民への意見聴取	32

○市町村への意見聴取の方法、条件付き回答があった場合の対応	33
○区域指定に関する優先順位	34
○区域指定に伴う標識等の設置	35
○警戒区域等の範囲と対策工事の関係	36
○警戒区域の指定に係る図書の縦覧	37
○既存建築物や樹木の有無と区域設定の関係	38
○区域指定の見直し	39
○警戒区域等の指定と砂防指定地などの指定との連動	40
○警戒区域を解除した場合の危険箇所の取扱	41
○区域指定に関する根拠資料の公開	42
○警戒区域内での土砂災害により生命に危害が生ずる場合とは	43
○地形の状況により明らかに土石等が到達しない土地の区域とは	44
○地すべりしている区域における特別警戒区域指定の考え方	45
○開発業者が対策工事をした場合の区域の解除	46
○ハザードマップの公表と区域指定の関係	47

## 5 警戒避難体制の整備等（第7条）

○警戒避難体制の整備とは	51
○保全人家0戸の箇所における警戒避難体制の強化の持つ意味	52
○避難しない場合の罰則	53
○警戒区域における避難の必要性	54
○市町村地域防災計画の改訂義務	55
○市町村防災会議	56

## 6 特定開発行為の制限（第9条）

○特定開発行為の制限に伴う地域社会への影響	61
○特定予定建築物とは	62
○特定開発行為の対象を住宅宅地分譲や災害弱者関連施設に限定した理由	64
○「自己の居住の用」のとは	65
○自己の住宅の建設と住宅宅地分譲地等の建設で規制が違う理由	66
○土砂災害防止法と建築基準法・都市計画法の関係	67

○土砂災害防止法と都市計画法の整合性	68
○土砂災害防止法の特定開発行為と都市計画法の開発行為	69
○制限用途の判断基準	70
○開発区域内に用途が混在する場合について	72
○建築物の用途変更に伴う制限	73
○特定開発行為の変更	74
○既着手の開発行為が中断中に特別警戒区域を指定した場合の対応	75
○小学校が制限用途でない理由	76
○入院施設のない医療施設や歯科医院が制限用途である理由	77
○特定開発行為における堅牢なRC構造物の建設計画	78
<b>7 許可の基準（第11条）</b>	
○対策工事等の技術的基準	81
<b>8 許可の条件（第12条）</b>	
○特定開発行為の許可条件	85
<b>9 工事完了の検査等（第17条）</b>	
○対策工事等完了の届出を怠った場合の罰則の適用について	89
<b>10 監督処分（第20条）</b>	
○監督処分に伴う標識の設置で損失を被った場合の補償	93
○監督処分を行うことができる場合を限定している理由	94
<b>11 特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力（第23条）</b>	
○構造規制の対象となる建築物の定義	97
○建築物の構造規制の対象を居室を有する建築物に制限した理由	98
○既存建築物を建て替える場合の補強具合	99
○対策工事等を実施した場合の法23条の適用	100
<b>12 移転等の勧告・資金の確保等（第25条・第27条）</b>	
○住宅金融公庫の融資とがけ地近接等危険住宅移転事業による移転費用の 補助の内容	103

○住宅金融公庫の融資とかけ地近接等危険住宅移転事業による移転費用の 補助の併用	104
○勧告に従わない者への対応、移転先土地提供者に対する減税措置の適用	105
○土砂災害警戒区域での移転等の勧告の有無	106
○勧告により特別警戒区域から警戒区域へ移転した場合の支援策	107
○土石等の移動の高さより高いところに居住する場合の移転勧告	108
<b>13 罰 則（第29条～第33条）</b>	
○特定開発行為と宅地建物取引業法の関係	111
<b>14 そ の 他</b>	
○中核市への県の権限の委譲	115